

南砺市補助金等のあり方に関するガイドライン

平成31年3月

南 砺 市

目 次

	はじめに	・・・・・・・・P.	1
1	補助金等の定義	・・・・・・・・P.	2
2	本ガイドラインの位置付け	・・・・・・・・P.	2
3	補助金等の区分	・・・・・・・・P.	4
4	補助金等に求められる性質	・・・・・・・・P.	6
5	補助金等の現状と課題	・・・・・・・・P.	8
6	補助金等交付の標準化に向けた取り組み	・・・・・・・・P.	11
7	補助金等の審査・検証手順等	・・・・・・・・P.	19
8	市民・団体等への公表及び周知	・・・・・・・・P.	21
9	経過措置	・・・・・・・・P.	21
10	本ガイドラインの施行と適用	・・・・・・・・P.	22
参考	① 補助金に関するチェックシート	・・・・・・・・P.	23
参考	② 補助金等に係る関係法令等	・・・・・・・・P.	25

はじめに

本市では、2015年9月に「南砺幸せなまちづくり創生総合戦略」（2015～2019年度）を策定しました。

この戦略は、人口減少や少子・高齢化の進行による地域経済の縮小、地域社会の維持困難等の課題に対し、子育て支援や移住定住などの人口減少対策、起業支援や雇用創出などの「しごとづくり」を施策の中心に据え、市民の「やる気」を支援し、「やりたいこと」が「できる」環境の実現に向けて取り組むこととしています。

その一方で、2016年3月には、持続可能な財政運営を図るため「第2次南砺市公共施設再編計画」を策定したほか、「南砺市第三セクター改革プラン」（2016年3月策定）や「第2次南砺市行政改革大綱」（2017年3月改定）等により、積極的に行財政改革を推進することとしています。とりわけ、第2次南砺市行政改革実施計画〔第2期〕（2017～2019年度）においては、補助金等の整理合理化と交付制度について、市民ニーズの変化や成果等を総合的に評価し、効率的で効果的な内容となるよう、見直しを進めるとしているところです。

このような基調の中、2004年の町村合併以降、最大の懸案事項であった統合庁舎のあり方についての方向性が示されたほか、普通交付税の合併算定替えの特例期間の終了を2020年度に控え、新たな総合計画に基づくまちづくりに取り組む必要があるなど、本市は大きな改革期の真っ只中にあります。

補助金等については、これまでも随時見直しを図ってきたところですが、統一した見直し基準がないまま今日に至っているため、今後は、補助金等の既得権益化や類似あるいは重複事業の見直しをはじめ、補助基準と使途の明確化、補助金等交付団体に対する市や市職員関与等の標準化を図る必要があることから、本ガイドラインを策定するものです。

1. 補助金等の定義

【定義】

補助金等とは、国または地方公共団体が、各種の行政目的をもって、反対給付を受けることなく個人または団体に対して交付する金銭をいいます。

【解説】

1. 補助金等とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために国又は地方公共団体が、公益上必要と認めた場合に限り、対価なくして交付（支出）するものです。
2. 公益上必要があるか否かは、当該団体の長及び議会が、個々の事例に即して認定するものですが、これは全くの自由裁量行為ではなく、客観的に公益上の必要性を認めなければならぬものです。

2. 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインの目的は、各所管課での適切な補助金等の交付や補助金等交付団体との関わりを明確にすることです。

本市では、これまで補助金等に関して統一的な考え方を示したものがなかったことを踏まえ、各所管課の職員が、本ガイドラインを十分に理解し、幅広く活用していくため、本ガイドラインの位置付けを下記のとおり明確化します。

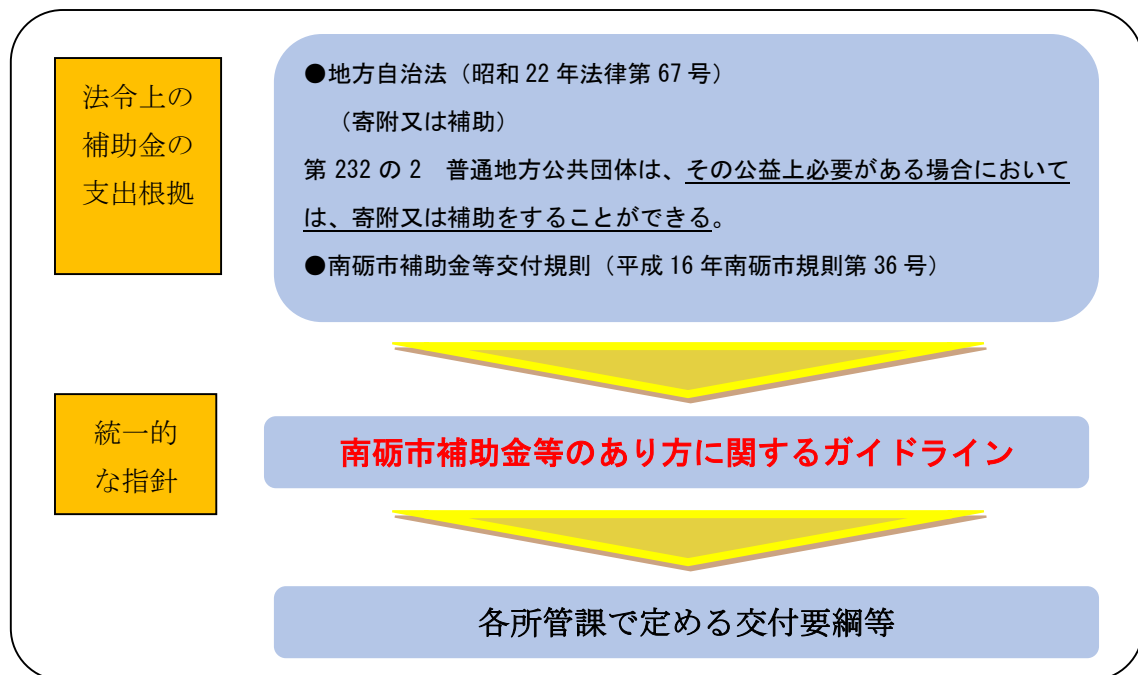


図 1 南砺市補助金等のあり方に関するガイドラインの位置付け（イメージ図）

補助金等は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 232 条の 2 の規定に基づき、公益上必要がある場合に交付するものですが、本ガイドラインは、同法同条の規定に基づく補助の統一的な指針を示すものです。なお、各所管課で定める交付要綱等は、本ガイドラインの下での具体的な手続きを示したものとなります。

【参 考】

補助金等に係る交付手続きの関係法規として本市では、南砺市補助金等交付規則（平成 16 年規則第 36 号）を制定しています（巻末に記載）。

3. 補助金等の区分

補助金等を理解する上で、まずは、その区分を理解する必要があります。補助金等の区分には、補助金等の交付原因、交付目的、性質等によるものなどが挙げられますが、本ガイドラインでは、下表のとおり区分します。

【原因による区分】

区 分	説 明
負 担 金	<p>法令または契約等により地方公共団体が負担するもの (一定の義務または責任に応じ、相手方に給付するもの)</p> <p>①特定の事業につき、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対し、当該事業に要する経費の全部または一部の金額を支出するもの（例：県営街路整備事業負担金など）</p> <p>②一定の事業につき、政策上またはその他の見地から、当該事業に要する経費の負担割合が定められている場合に、当該負担割合によって支出するもの（例：一部事務組合負担金など）</p> <p>③地方公共団体が任意の団体の構成員である場合に、当該任意団体の必要経費に充てるため、当該任意団体が取り決めた費用を支出するもの（例：全国市長会会費など）</p>
補 助 金	<p>特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が、公益上その必要性があると認めた場合に、対価なく支出するもの (財政的な援助として相手方に給付するもの)</p> <p>①法令等に基づき支出するもの（例：中山間地域直接支払交付金など）</p> <p>②予算措置（規則または要綱）に基づき支出するもの（例：自主防災訓練補助金など）</p>

【目的・性質による区分】

区 分	説 明
制度的補助金等※1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県等の制度に基づく補助金等 ・ 債務負担行為等に基づく補助金等 ・ 一部事務組合等への補助金等
扶助的補助金等	<p>児童福祉施設や社会福祉施設の利用者負担金を軽減するなど、扶助目的のための補助金等</p>
奨励的補助金等	<p>全国大会出場激励金や英語検定受験料助成等のように、市が推進する政策の一環として奨励する事業に対して交付する補助金等</p>
事業費的補助金等	<p>団体等が行う公益性のある事業に必要な経費に対して支援す</p>

	るため交付する補助金等
団体運営費的補助金等	公益性のある団体等 ^{※2} の運営に必要な基礎的経費 ^{※3} に対して交付する補助金等

※1：制度的補助金等のうち、国、県等の制度に基づく補助金等は、次のいずれかに該当する場合をいいます。

①国県支出金等を市の予算を通じて交付するもの（市の負担なし）

②国県支出金等の交付に伴い、市も応分の負担で交付するもの（市の義務負担が求められるもの）

※2：公益性のある団体等とは、法令等で設置が義務付けられている団体のほか、企業や任意の団体を含みます。

※3：基礎的経費・・・人件費、総会（理事会）に係る経費、会場使用料、事務費 など

《参考》補助金等の目的・性質区分が、複合的な補助金等も考えられます。

（例：事業費的補助金等＋団体運営費的補助金等）

【交付額または補助率による分類】

区 分	説 明
定 額 補 助	一定額を交付する補助
定 率 補 助	補助対象となる事業の所要額に一定の率を乗じて算出する補助
そ の 他	会員数での人数割りなど、定額または定率のどちらにも当てはまらない補助

4. 補助金等に求められる性質

補助金等の交付に当たっては、「公益性」「公平性」「有効性・効率性」の3つの性質が求められることから、これら3つの性質について正しく理解する必要があります。

本ガイドラインにおいて、「公益性」「公平性」「有効性・効率性」の定義は、次のとおりとします。

(1) 公益性

補助金等は、公益上必要があると認められる場合に交付できる旨が地方自治法に規定されているとおり、法的に公益性が求められています。

公益性の有無の判断基準としては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定される「公益目的事業」があり、いわゆる「学術、芸、慈善その他の公益に関する別表各号*4に掲げる種類の事業（本市または本市の市民の利益と直接関係を持たない全国的または国際的な事業を含む）であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するもの」をいいます。

※4: 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条に規定される別表については巻末に記載しています。

(2) 公平性

補助金等の原資は市税であることから、補助金等の交付に当たっては、公平性の確保を図ることが強く求められます。特に、継続的に行われている補助金等については、同様の活動を行っているにもかかわらず、補助金等交付団体と補助金等不交付団体が存在する場合や、同様の補助金等の交付を受けているにもかかわらず、補助金額が異なる場合がないかなど、その公平性の検証が必要です。

(3) 有効性・効率性

地方自治法第2条第14項に「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されていることから、団体等に交付された補助金等の執行に当たっては、法の趣旨に沿って、補助金額に見合う効果が求められます。

これら3つの性質を基本としつつ、補助金等の用途などに関する「適正性」や、団体等の「適格性」についても、本ガイドラインが求める性質に加えます。

なお、「適正性」及び「適格性」の定義は、次のとおりとします。

(4) 適正性

補助金等の交付に至った事業等については、適切な執行が求められます。なお、ここでいう「適切な執行」とは、補助対象となる経費のみに対して執行されること、さらに、補助金等の交付により取得した財産が法令等の規定に従い適正に管理（処分）されることです。

また、事業等の執行後に、決算上の剰余金が発生した場合には、しかるべき手続きを経て市に返還される仕組みづくりが必要です。

(5) 適格性

補助金等の交付団体等には、一般的に市が交付する補助金等に依存することなく、その活動（事業）を維持できるよう、自主・自立に向けた取り組みが強く求められます。あわせて、公金を取り扱う以上、適切な経理と第三者による監査など、法令順守に係る高い意識が必要です。

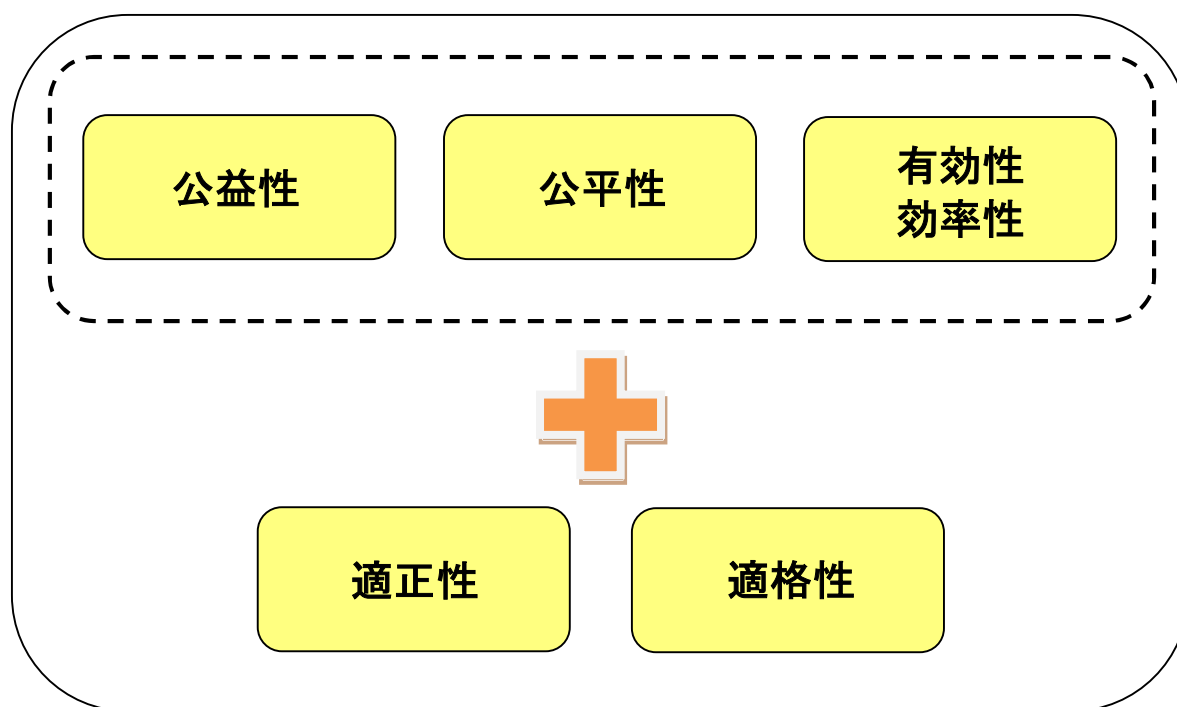


図2 補助金等に求められる性質

5. 補助金等の現状と課題

補助金等の交付の標準化に向けた取り組みを進めるに当たって、欠くことのできない過程として、現状と課題の把握が挙げられます。

ここでは、補助金等の交付に求められる性質に照らし合わせ、本市における現状と課題、そして、その課題に対する基本的な考え方や対応方法を次のとおり示すこととします。

(1) 補助金等交付要綱等の整備

補助金等には、交付目的や交付基準など多種多様なものがあり、市民から見て、その目的や対象となる経費、補助率等が分かりやすくあるべきです。それらを表すものとして、各所管課で制定する交付要綱等が挙げられますが、当該要綱等に規定すべき内容である補助対象経費や補助金等の終期等が明文化されていないものが多くあり、市民にとって分かりやすいものとは言い難い状況です。



補助金等の交付に当たっては、①目的・趣旨、②補助対象となる事業内容、③補助対象経費、④補助率・補助単価・補助上限額、⑤終期などを規定した補助金等交付要綱等の策定を徹底することとします。

なお、補助対象は、事業費的補助金等を基本としつつ、①市の代替的機能を有するもの、②他の地方公共団体等との広域的な連携を図るもの、③主たる目的がボランティア的であり、団体の設立当初から行政関与のあるもの、④設立後間もなく財政基盤が弱いものについては、運営費的補助金等を認める取扱いとします。

(2) 補助率または補助金算定基準、補助対象経費が不明確

市として統一的な補助率や補助金等の算定基準に関する考え方が示されていないことから、各所管課が個別案件ごとに、補助金等交付要綱等を制定してきた結果、補助率100%の補助金をはじめ過大な補助率や補助金額のものが少なくありません。また、補助対象経費に対する考え方も統一化されていないため、公益性・公平性に欠く補助金等の交付が懸念されます。



補助率や補助金額、補助対象経費に対する市としての統一的な考え方を示し、補助金等に対する公益性及び公平性を担保します。

(3) 補助期間の長期化、既得権益化

補助金等の交付の終期が設定されないまま、一度「公益上必要である」という判断に基づき補助金等が交付されると、補助金額を見直す機会を失い、当該補助金等が長期にわたり存続してしまうほか、既得権益化することが懸念されます。



時代の経過とともに、社会的ニーズや必要とされる政策も変化することから、長期間にわたり継続して補助金等が交付されているものについては、その妥当性の検証を含め、見直しの仕組みを明確に示します。

(4) 自主自立の阻害

補助金等が長期間にわたり継続して交付されることで、交付を受けている団体等が、補助金等の交付を前提とした事業計画や活動を展開する傾向になりやすく、補助金等に強く依存した前例踏襲型の事業や活動等に終始する運営となることが懸念されます。

また、市が団体等の事務局機能を担うと、団体等自身の自主性や自立性を阻害するだけでなく、官民の役割分担が不明確になることが懸念されます。



市が団体等の事務局機能を担っている場合は、事務局機能を段階的に当該団体等に移行することを目指すこととし、団体等が自ら事務局機能を担えるよう行政として助言、サポート体制を強化するなど、自主・自立型の事業や活動ができるよう、補助制度の見直しを図ります。

(5) 補助金等交付の効果と検証

補助金等は行政目的をもって交付されるものですが、現在の仕組みでは、補助金等の交付によって期待される行政目的が、どこまで達成されたかについて検証する仕組みが確立されておらず、補助制度の見直しを図る機会が失われています。



補助金等の交付による効果をできる限り数値化して検証するとともに、その結果を広く市民に公表するシステムの構築を図ります。

(6) 補助制度に係る透明性の確保

補助金等の交付を受ける団体等や補助金額、補助金等の交付による効果など、補助制度に関する情報が市民や団体等に十分公開されていないため、補助制度に係る透明性が十分とは言えない状況です。



補助金等の原資は市税であることを強く意識し、補助金等交付団体や補助金額、補助金等の交付による効果などの情報を公表するシステムの構築を図ります。

6. 補助金等交付の標準化に向けた取り組み

本市における補助金等の現状と課題を受け、交付の標準化に向けて、次のとおり取り組むこととします。

(1) 補助金等の交付に関すること

① 交付要綱等の制定

各所管課で補助金を交付する場合は、

- a. 目的・趣旨
- b. 補助対象となる事業
- c. 補助対象となる経費
- d. 補助率、補助単価、補助金上限額
- e. 終期

を必須規定項目とする補助金等交付要綱等を制定することを原則とします。

なお、a から e までの項目は必須規定項目ですが、これら以外にも必要と考えられる項目については、補助金交付目的に応じて適宜追加する取扱いとします。

f. 事業計画変更等の承認

事業計画変更等の承認については、任意の規定項目とし「補助対象経費の 20% 以上の増減」を標準として、個別の事情に応じて規定する取扱いとします。

② 補助金等交付の制限

市の交付する補助金等には「制度的補助金等」、「扶助的補助金等」、「奨励的補助金等」、「事業費的補助金等」及び「団体運営費的補助金等」がありますが、このうち、「団体運営費的補助金等」については、交付しない取扱いとします。

ただし、次のいずれかの条件に該当する場合に限り、「団体運営費的補助金等」を交付することができることとします。

- a. 市の行う事務の代替的機能を有し、かつ当該団体等以外にその事務を担う団体等が存在しない場合
- b. 他の地方公共団体等との広域的な連携等による調査・研究及び国県等への要望など、市民福祉の向上に寄与すると認められる場合
- c. 当該団体の主たる目的がボランティア的活動であり、設立当初から行政が深く関与し、かつ市からの補助金以外に自主財源がないと認められる場合
- d. 当該団体等が設立後間もないなどの理由で財政基盤が弱く、自主財源による運営が当面の間、困難な場合

③ 補助終期の設定

補助金等の交付による効果が十分発揮されるよう、その実効性を高めるとともに、既得権益化を防ぐため、全ての補助金等に「サンセット方式^{※5} (3 年)」による終期を

設定します。また、終期を迎えた補助金等については、事業効果や必要性等について、その存廃も含めて所要の見直しを図ることとします。

※5：サンセット方式・・・あらかじめ事業等の終了時期を設定し、期限が来たら自動的に事業等を廃止する仕組みをいいます。終期到達以後、当該事業を継続して実施する場合には、その理由や評価結果をあらためて示す必要があります。

(2) 補助金額に関すること

① 補助対象経費の考え方

補助対象経費については、交付する目的に応じて、補助金等交付要綱等に規定することを必須とし、補助対象経費は、当該補助団体等において最も効率的かつ経済的な方法で支出する事業費とします。したがって、対象となる事業内容や購入する備品、工事等の程度は、必要最低限のものに限ります。

また、すべての補助金等について、補助対象経費として認められるのは、当該事業を実施するために密接な関係があり、かつ真に必要な最低限の経費のみに限るものとします。

なお、補助金等の目的・性質区分による補助対象経費は下表を原則とします。

区 分	補助対象経費
制度的補助金等	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等の規定に基づくもの ・規約又は債務負担行為等に基づくもの
扶助的補助金等	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等による被災者の生活支援に要する見舞金 ・自然災害等によって事業者が当面の運転資金の融資を受けた際の利子補給金 ・児童、生徒の健全育成のため、経済的支援が必要と認められるもの（保育料の軽減、多子世帯又はひとり親世帯への経済的支援金） <p>※障がい者に対する住宅（自動車）改修費用や作業所等への通所費用に対する助成等は、「扶助費」として取扱うこととします。</p>
奨励的補助金等	<ul style="list-style-type: none"> ・市が政策上、奨励する事業に対する経費 <p>※宿泊料に対する補助については定額制を採用し、事業目的に応じて補助金の上限額を定める取扱いとします。</p>
事業費的補助金等 団体運営費的補助金等	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費（会議時における湯茶に限る）印刷製本費、光熱水費、修繕料、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、償還金利子 ・法令等により設置されている公共的団体及び市の行う事務の代替的機能を有し、かつ他に当該事務を行う者がいない団体へは、

	上記のほか、給料、職員手当、共済費を補助対象経費とします。 ※公共的団体：南砺市商工会、南砺市社会福祉協議会、南砺市友好交流協会、南砺市観光協会、南砺市防犯協会、南砺市体育協会 など
--	--

ただし、以下に掲げる経費は、補助対象外経費とします。

区 分	補助対象外経費	説 明
扶助的補助金等 奨励的補助金等	賃金	補助目的に反することから、対象外経費とします。
	交際費、慶弔費、食糧費、懇親会費 土地建物賃借料	補助目的に反することから、対象外経費とします。
事業費的補助金等	宿泊料	研修、視察等に伴う宿泊料は、事業推進に直接結びつくとは考えられないことから、対象外経費とします（講師に係るものを除く）。
団体運営費的補助金等	人件費（賃金を含む）	団体運営のための人件費は、事業に直接結びつかないことから対象外経費とします。ただし、 <u>事業の推進に必要な業務に係る人件費については、官民間における果たすべき役割の程度に応じて補助対象経費とします。</u>
	宿泊料	研修、視察等に伴う宿泊料は、事業推進に直接結びつくとは考えられないことから対象外経費とします（講師に係るものを除く）。
	交際費、慶弔費、食糧費、懇親会費 土地建物賃借料	事業推進に直接結びつかないと考えられることから対象外経費とします（食糧費中、会議時の湯茶代は除く）。
	負担金等	上部（下部）団体等に対する負担金は、補助金交付の効果を検証することが困難なため、原則として対象外とします。
	その他	上記以外に社会通念上、公費で負担することが適当でない経費については対象外経費とします。

② 適正な補助金額（補助率）の設定

- a. 補助率は、補助基本額（補助対象経費）の 1/2 以内を原則とし、行政の担うべき役割に応じて設定します（ただし、現行の補助金交付要綱に定める補助率（補

助金額) を超えないものとします)。

- b. 団体運営費的補助金等に係る補助率は、上記 a と同様とし、事業費的補助金等よりも低率に設定します。
- c. 資産形成となる補助金等（1品 20 万円以上かつ耐用年数 5 年以上の備品購入など）の補助率は、1/3 以内を原則とします。
- d. 事業費的補助金等のうち、当該事業が行政の責任範囲であり、補助率の設定になじまないと認められるものについては、別途定める額とします。（定額等）
- e. 公益性が特に高いと認められる事業については、上記 a から c で定める補助率を超える事業も考えられることから、1/2 以上の補助率（上限は 4/5）を適用する事業にあっては、当該事業の性質やあり方を十分検証の上、個別に設定することとします。
- f. 2020 年度以降の補助金等については、当分の間、本ガイドラインに基づく要求とし、当初予算編成方針で示すシーリングの対象外とします。

区 分	補助対象経費	補助率等
制度的補助金等	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等の規定に基づくもの ・規約又は債務負担行為等に基づくもの 	法令等、規約又は債務負担行為等に基づく補助（負担）率を適用
扶助的補助金等	<ul style="list-style-type: none"> ①自然災害等による被災者の生活支援に要する見舞金 ②自然災害等によって事業者が当面の運転資金の融資を受けた際の利子補給金 ③児童、生徒の健全育成のため、経済的支援が必要と認められるもの（保育料の軽減、多子世帯又はひとり親世帯への経済的支援金） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 1 世帯当たり 100 万円以内（別途加算措置を認める場合有） ②償還利子の 1/2 以内 ③対象経費の 1/2 以内
奨励的補助金等	市が政策上、奨励する事業に対する経費	対象経費の 1/2 以内
事業費的補助金等	公益的事業に要する経費	原則 1/2 以内
	資産形成に要する経費（備品購入費）	原則 1/3 以内
団体運営費的補助金等	団体の運営に必要な基礎的経費	原則 1/2 以内 ※事業費補助率と同等もしくはそれ以下

③ 補助金等交付額の適正化に向けた取組

a. 繰越金・積立金等がある場合

事業費的補助金等の交付を受けている団体等のうち、当該補助事業における収支決算書中、繰越金や積立金等（以下「補助事業に係る繰越金等」という）がある場合には、当該補助事業に係る繰越金等が 0 円となるまでの間は、交付要綱に定める補助金等の算定額から、当該補助事業に係る繰越金等を減じた額を、当該年度の交付上限額とします（負数の場合は、交付しない取扱いとします）。

また、団体運営費的補助金等の交付を受けている団体等のうち、自己財源比率^{※6}が 50%以下かつ繰越金比率^{※7}が 10%以上の団体等にあつては、当該補助事業に係る繰越金等が 0 円になるまでの間、前年度交付額から 5%を減じた額を、当該年度の交付上限額とします。

※6：自己財源比率・・・当該団体等の収入決算額に占める自己財源（会費、会議（視察）負担金、事業収入、雑入（預金利子等）をいい、国県支出金や上部団体等からの交付金等は含まない）の割合をいいます。

※7：繰越金比率・・・当該団体等の収入決算額に占める前年度繰越金の割合をいいます。

b. 扶助的補助金等

補助率等を 1/2 以内に見直すことを原則とします。

c. 奨励的補助金等

原則として、現行の奨励的補助金等は、2019 年度限りで全て廃止することとします。ただし、人口減少対策に資すると認められる事業にあつては、補助率を 1/2 以内に見直した上で継続の是非について検討することとします。

d. 事業費的補助金等及び団体運営費的補助金等

本ガイドラインに基づき制定（一部改正）された補助金等交付要綱に定める補助率（1/2 が原則）を適用した補助金額とします（ただし、激変緩和期間を 3 年間設ける取扱いとします。なお、激変緩和措置の内容については後述します）。

e. 補助率の設定がない補助金等

補助金等交付要綱に補助率の設定がない補助金等については、現行の補助単価又は補助上限額の 1/2 以内に補助単価又は補助上限額を縮減することとします（上記 d と同様、3 年間の激変緩和期間を設ける取扱いとします）。

④ 補助金等により取得した財産の取扱い

国では、補助金等により取得した財産の取扱いについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条で、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けなくて、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」と規定しています。

市から交付された補助金等については、直ちに前述した法律の規定が適用されるものではありませんが、市の補助金等によって取得した財産（消耗品を除く）については、南砺市補助金等交付規則第 18 条の規定に基づき、適切に取り扱われるよう市として助言することとします。

(3) 補助団体に関すること

① 間接補助（迂回補助）の是正

市から交付された補助金等を他団体等へ間接的に交付することは、補助金等の執行の不透明化につながることを懸念されます。ただし、市から直接補助金等を交付するよりも効率的・効果的な場合も想定されることから、まずは、市からの直接補助が可能かどうかを検証した上で、直接補助が可能なものは、直接補助に見直しを行うほか、間接補助を行う方が効率性や効果の上からも有意義であると認められる場合は、間接補助に係る申請手続きやその効果が十分発揮されているか検証できる仕組みの構築を図ることとします。

② 補助金等交付団体等と行政の関わり方

一般的に、市が補助金交付団体等の事務局機能を担うことは、当該団体等の自主性や自立性を阻害するとともに、民間と行政の役割分担が不明確になる恐れがあります。このことから、市では、補助金等交付団体等に対し、適切な支援を行うとともに、当該団体等が自ら事務局機能を担えるよう、助言・サポートを行います。

なお、団体等によっては、国等の施策の一環として制度的に設立を求められる、いわゆる義務的団体^{※8}と呼ばれるものもあることから、過剰な行政資源の提供とならないよう「ひと」と「お金」のバランスを考慮し、補助金等交付団体等との適切な関わりあいの法的根拠を整備した上で、対応するものとします。

※8：義務的団体の具体例・・・総合型地域スポーツクラブ（1995 年から文部科学省が実施するスポーツ振興施策の 1 つとして全国的に設立されたもの）

③ 団体等からの事業計画書・収支予算書の提出

事業内容の明確化を図る観点から、団体等から補助金等交付申請書を受け付ける場合にあっては、南砺市補助金等交付規則第 4 条に規定する事業計画書や収支予算書等の書類の提出を求めるほか、終期までのロードマップと終期までの単年度における事業計画書の提出を求めることを検討します。

④ 団体等の法令順守

団体等が、公益的な活動を実施する上で、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 108 条の規定による「双方代理」に抵触する行為を行うことや、収益事業を行った際に、本来であれば法人税の申告が求められる（基本通達・法人税法「第 15 章公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税」^{※9}を参照）ところ、無申告となる事例も全国的に見受けられます。

このように、団体等の運営や事業に対し、様々な法令等が存在する中で、団体等として法令を順守することは当然のことであり、市としても、団体等の活動が各種法令等で抵触することのないよう、適切な助言・指導を行うこととします。

※9：基本通達・法人税法「第15章公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税」については巻末に掲載しています。

(4) 補助効果の検証

補助対象事業ごとに客観的な成果指標（できる限り数値化し、事業成果の「見える化」を図る）などを設定し、毎年度、補助金等の交付の効果を検証するとともに、費用対効果を最大限発揮できるよう、常に補助金等の交付目的に応じ、見直しを図るものとします。

(5) 見直しの時期

既存の補助金等については、3年を1つのサイクルとして、1年目には、全補助金を対象に、南砺市行政改革推進委員会による評価を実施することとします。2年目、3年目については、1年目の委員会による評価結果を基本として、本ガイドラインに基づき、各所管課において所要の見直しを図ることとします。

なお、それぞれの評価や見直しは、翌年度の当初予算編成に反映させ、一連のサイクルにより、補助金等に係るPDCAマネジメントを実施することとします。

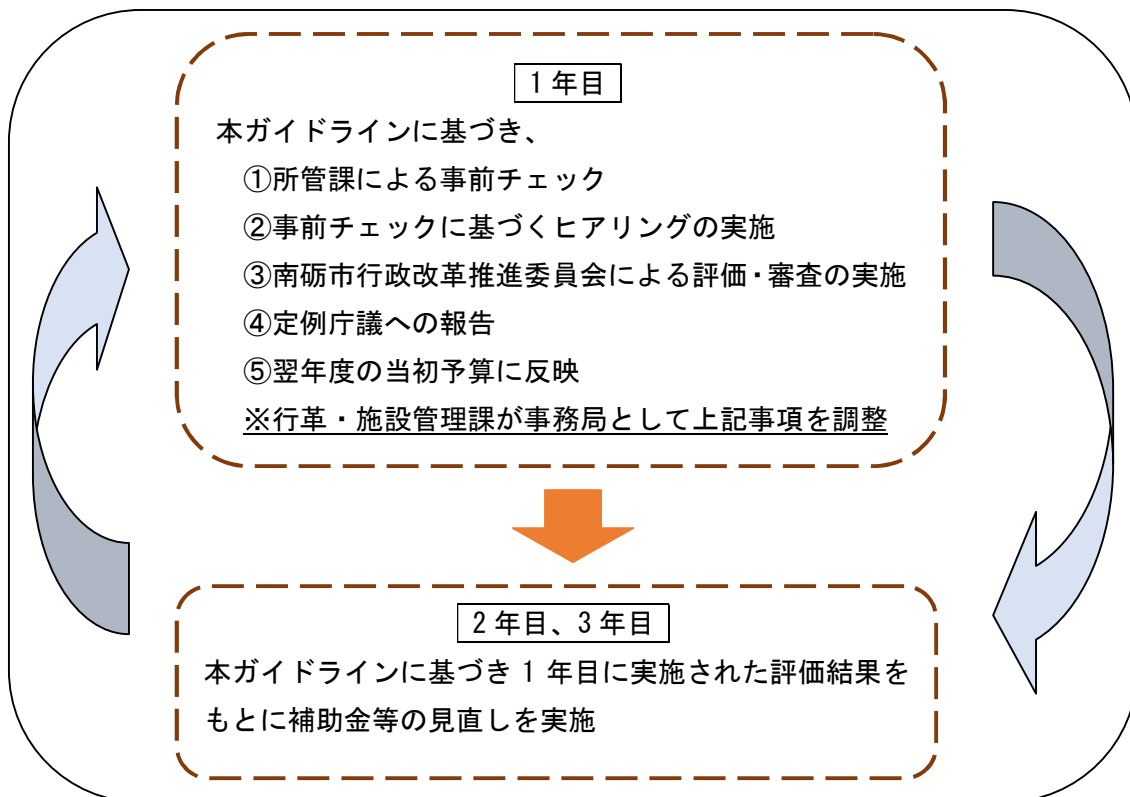


図3 見直しのサイクル

(6) 補助金等の公表

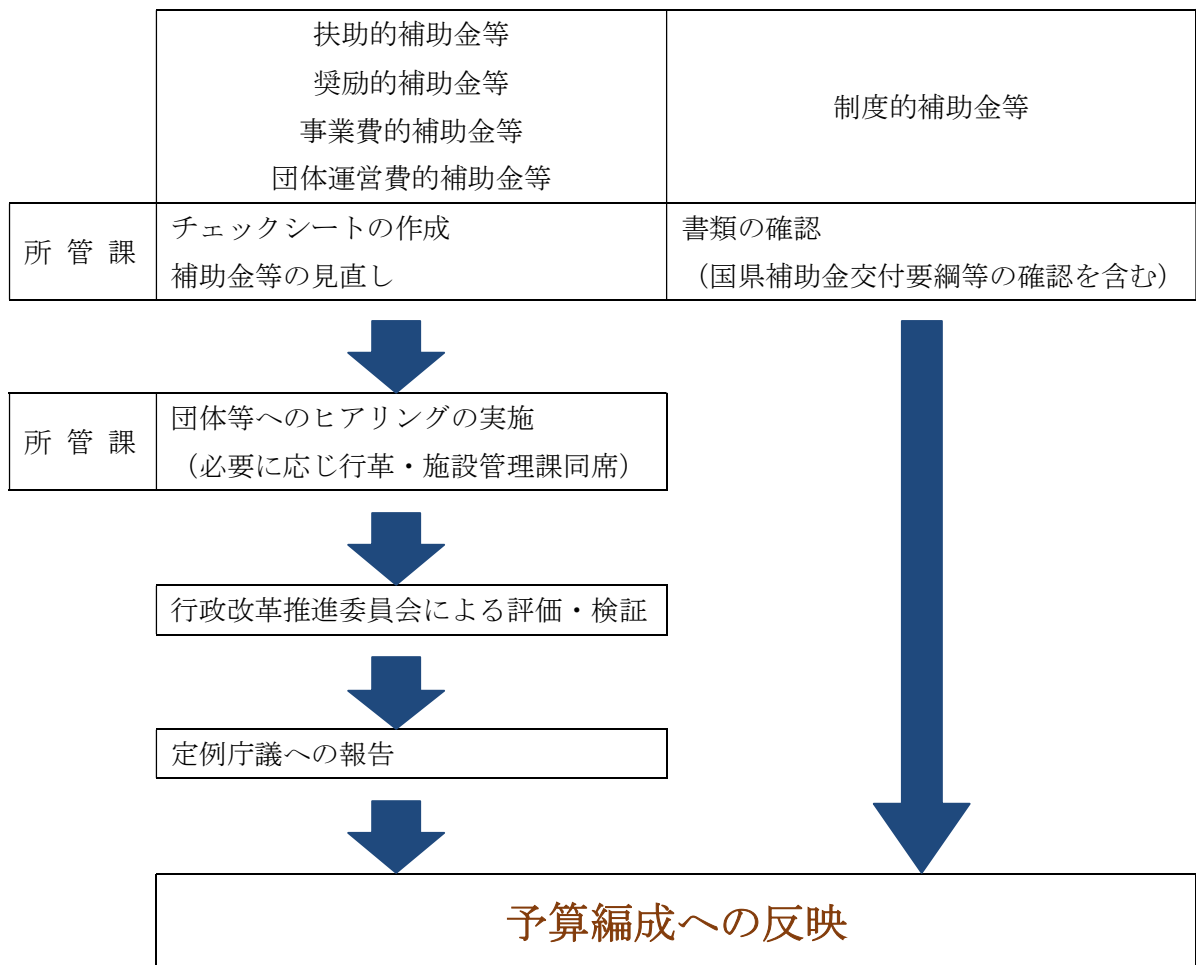
補助金等のあり方に関し、公益性、公平性、有効性・効率性を担保するため、補助金等の交付による効果検証を行った後は、補助金等の交付先団体名のほか、補助率、補助金額、事業内容、さらに効果・検証した内容を行革・施設管理課で取りまとめ、南砺市ホームページや情報公開コーナーで公表することとします。

7. 補助金等の審査・検証手順等

補助金等の標準化に向けた取り組みを進めるためには、現状と課題を把握した上で、当該補助金等が適切に執行されているかなどを審査する必要があります。審査の手順は、以下のとおりとしますが、国県等の制度に基づく制度的補助金等については、本ガイドラインによる審査対象とはしない取扱いとします。

【審査手順】

- ①補助金等を所管する課においてチェックシートの作成を行う。
- ②作成されたチェックシートをもとに、団体等に対しヒアリングを実施する（必要に応じ、行革・施設管理課同席とする）。
- ③チェックシートの検証及び団体等ヒアリング結果をもとに、南砺市行政改革推進委員会において、評価・検証を行う。
- ④上記③の評価結果を定例庁議に報告する。
- ⑤翌年度における当初予算編成に反映する。



【チェック項目】

大分類	具体的なチェック項目
書類	①必要な書類が不備なく提出されているか（領収書の確認等）
公益性	①市が果たすべき役割であるか、またはその範囲か ②行政目的・需要に沿ったものであるか ③社会情勢から見て必要性（社会需要）はあるか ④客観的に見て、公益上必要があると認められるか（補助対象とすることへの合理性） ⑤受益者が特定の者に限定されていないか
公平性	①同一目的・類似のものが他にある中で、それらとの整合性は図られているか（ケースによっては統廃合することで効率性が向上するものでないか） ②補助事業と同種・類似の事業を国県または市が実施しているため、事務事業が重複していないか ③同種、類似の補助金等に比べて、補助率、補助金額にかい離が生じていないか ④他団体に比べて、補助率、補助金額にかい離が生じていないか ⑤同一団体に対し、複数の補助金が交付されていないか
有効性 効率性	①交付期間が長期間にわたり、固定化・既得権益化していないか ②施策の浸透、普及等で、事業目的がすでに達成されていないか ③補助効果がしっかりと確定し、今後もその効果が上がることが期待できるか ④社会情勢が変化したことなどで、当初の補助目的・効果が薄れていないか ⑤形成的、慣例的に補助され、対象事業の内容や補助金等の使途が不明瞭になっていないか
適正性	①補助金等の支出根拠が不明確でないか ②補助金等の使途及び会計処理が不適切でないか 例：交際費、慶弔費、懇親会等の飲食に対して補助していないか 団体経費の大半が運営費でないか 決算額に対し、会議費の割合が高くないか など ③繰越金（剰余金）や積立金が補助金額を超えていないか ④単年度補助事業以外の補助金等で、交付期間の終期が設定されているか ⑤補助金等交付団体等が、他団体または個人に対して間接補助していないか
適格性	①会費を徴収するなど、自主財源の確保に努めているか ②市が事務局機能を担う団体等にあつては、自主自立に向けた取り組みがなされているか ③法人税法（昭和40年法律第34号）をはじめとする各種法令等に抵触する事実がないか ④団体等の事業活動内容が団体の設立目的に合致しているか

8. 市民・団体等への公表及び周知

補助金等に係る制度の透明性や客観性を確保するためには、どのような団体に補助金等がいくら交付され、それがどのように使われ、市としてどのようにその効果を検証したかなどについて広く説明する責任があります。

そのため、行革・施設管理課が中心となり、毎年度検証を終えたすべての補助金等について、交付団体名、補助率、補助金額、補助内容等を取りまとめの上、市ホームページや情報公開コーナー等を活用して公表することとします。

9. 経過措置

本ガイドラインに基づき新たに制定（見直し）された補助金等交付要綱の規定で算定された当年度補助金等の額が、現行制度での補助金等算定額を下回る場合、3年間の経過措置期間を設けて、段階的に縮減することとします。

《事例》補助率 10/10→1/2 の場合

2019年度補助金等交付決定額 100万円

⇒ 本ガイドラインに基づく見直し後の補助金算定額 50万円

2019年度	1,000,000円		
2020年度	800,000円	前年度（2019年度）×0.8 ^{※10}	経過措置
2021年度	640,000円	前年度（2020年度）×0.8	
2022年度	512,000円	前年度（2021年度）×0.8	
2023年度	500,000円	補助対象経費の1/2	

※10：①経過措置期間中の縮減額（率）は、現行制度での補助金等算定額と見直し後の補助金等算定額との差額を3等分した金額又は定率を乗じることを基本とします。

②経過措置期間中における減額率は、現行の補助事業における補助率によって異なります。

なお、2016年3月に策定された「南砺市第三セクター改革プラン」及び「第2次南砺市公共施設再編計画」に基づき交付することとされている補助金等のほか、2015年9月に策定された「南砺幸せなまちづくり創生総合戦略事業」などの補助金等のうち、2019年度中までに交付決定された補助金等で、複数年度にわたって交付することとしている補助金等にあっては、従前の例によることとします。

10. 本ガイドラインの施行と適用

本ガイドラインは、公表の日から施行し、2020年度予算から適用することとします。

参考① 補助金に関するチェックシート

南砺市行政改革推進委員会及び各所管課による補助金等の評価は、3年を1サイクルとして実施することとします。その際は、20ページに記載しているチェック項目に基づき評価を実施しますが、その評価方法は、公平性及び公正性に加え、透明性が確保されたものでなければなりません。そこで、行政改革推進委員会や各所管課が評価を実施する上での基礎資料となる「補助金に関するチェックシート」を示すこととします。

【補助金等見直しの視点】

① 整理・統合すべきもの

- a. 類似する補助金等があり、統廃合することにより事業効果が向上するもの

② 縮小または廃止すべきもの

- a. 社会情勢の変化に伴い、市の施策が目指す目的・視点・内容と適合しなくなり公益上の必要性が薄れているもの
- b. 施策の浸透、普及等により事業目的が達成されているもの
- c. 補助効果が不確定または限定的で今後も効果が上がることが期待できないもの
- d. 団体自らが財源を他に求めるなど自主的・自立的な運営を行うことが可能なもの
- e. 団体等の決算において補助金等の占める割合が低率であるもの
- f. 団体等における会計処理または用途が不適切なもの
- g. 決算上の繰越金（剰余金）や補助金等を原資とした積立金があるもの
- h. 国県等の制度による補助事業において、市単独の上乗せ補助を行っているもの

③ 見直し・改善すべきもの

- a. 補助対象事業、補助金額の根拠等が不明確であいまいなもの
- b. 市の直接経費で計上すべきもの
- c. 終期の設定がなされていないもの

■ 南砺市補助金等に関するチェックシート(案)

担当課名

補助金等の名称	
補助金等の交付先	

1. 評価 ★評価の点数:該当しない…0点、一部該当…1点、該当する…2点

検証の観点	具体的なチェック項目	評価		
		係長	課長	部長
01.書類	① ・南砺市補助金等交付規則で規定している交付手続きが確実に行われているか。 ・必要な書類が不備なく提出されているか。			
02.公益性	① ・市民福祉の増進等、公益性を目的とし市が果たすべき役割の範囲内であるか。			
	② ・第2次総合計画における施策の方向性が一致しているなど、行政目的及び行政需要に沿ったものであるか。			
	③ ・社会情勢から、事業実施の必要性(社会需要)はあるか。			
	④ ・客観的に公益上の必要性が認められるか。(補助金等を交付することへの合理性)			
	⑤ ・受益者が特定の者に限定されていないか。			
03.公平性	① ・同一目的又は類似の事業がほかにある中で、それら同一目的事業等との整合性はあるか。(事業の再構築により、効率性が向上する余地はないか。)			
	② ・同一目的又は類似事業を国又は県が実施しており、事務事業が重複していないか。			
	③ ・同一目的又は類似事業と比べ、補助率、補助金額にかい離が生じていないか。			
	④ ・他団体に比べ、補助率、補助金額にかい離が生じていないか。			
	⑤ ・同一の団体等に対し、複数の補助金等が交付されていないか。			
04.有効性・効率性	① ・補助金等の交付期間が長期にわたり、固定化・既得権益化していないか。			
	② ・施策の浸透又は普及等により、所期の目的が達成された事務事業ではないか。			
	③ ・具体的な補助効果がしっかりと説明でき、今後もその効果が上がることが期待できるか。			
	④ ・所期の期待した補助効果が薄れてきていないか。また、市民ニーズは高いか。			
	⑤ ・補助金等の使途の明確化が図られているか。			
05.適正性	① ・補助金等の支出根拠が不明確でないか。			
	② ・補助金等の使途及び会計処理は適切か。			
	③ ・補助金交付団体等における収支中、繰越金や積立金(内部留保資金)が、補助金額等を超えていないか。			
	④ ・補助金等交付要綱において終期が設定されているか。			
	⑤ ・補助金等の交付を受ける団体等が、他団体又は個人に対して間接補助を行っていないか。			
06.適格性	① ・会費等を徴収するなど、自主財源の確保に努めているか。			
	② ・自主自立に向けた取組がなされているか。			
	③ ・法人税法(昭和40年法律第34号)をはじめとする各種法令等の規定に抵触する事実はないか。			
	④ ・補助金等の交付を受ける団体等の活動内容が、当該団体等の設立目的に合致しているか。また、市が関与する妥当性はあるか。			
合計(50点満点)		0	0	0
平均(50点満点)				0

2. 今後の方向性 現状維持 継続(要見直し) 廃止

※係長、課長、部長の評点平均が60点未満の場合は、廃止とする。

3. 方向性決定の事由(継続の場合は、見直し内容とその時期について下欄に記入すること。)

参考② 補助金等に係る関係法令等

■公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）抜粋

別表（第 2 条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
 - 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
 - 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
 - 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
 - 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
 - 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
 - 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
 - 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
 - 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
 - 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
 - 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
 - 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
 - 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
 - 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
 - 十五 国際交互相解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
 - 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
 - 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
 - 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
 - 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
 - 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
 - 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
 - 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
 - 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの
-

■基本通達・法人税法（抜粋）

第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税

第1節 収益事業の範囲

第1款 共通事項

（公益法人等の本来の事業が収益事業に該当する場合）

15-1-1 公益法人等（人格のない社団等を含む。以下15-1-8を除き、この節において同じ。）が令第5条第1項各号《収益事業の範囲》に掲げる事業のいずれかに該当する事業を行う場合には、たとえその行う事業が当該公益法人等の本来の目的たる事業であるときであっても、当該事業から生ずる所得については法人税が課されることに留意する。（昭56年直法2-16「七」により追加、平5年課法2-1「十一」、平20年課法2-5「二十九」により改正）

（委託契約等による事業）

15-1-2 公益法人等の行う事業につき次に掲げるような事情がある場合には、その公益法人等が自ら収益事業を行っているものとして取り扱うことになるのであるから留意する。（昭56年直法2-16「七」により追加、平15年課法2-7「五十三」、平19年課法2-5「九」、平20年課法2-5「二十九」により改正）

(1) 公益法人等が収益事業に該当する事業に係る業務の全部又は一部を委託契約に基づいて他の者に行わせている場合

(2) 公益法人等が、収益事業に該当する事業を行うことを目的とする組合契約（匿名組合契約を含む。）その他これに類する契約に基づいて当該事業に関する費用及び損失を負担し、又はその収益の分配を受けることとしているため、実質的に自ら当該事業を行っている
と認められる場合

(3) 公益法人等が受益者等課税信託の受益者（法第12条第2項《信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属》の規定により、同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。）である場合において、当該信託に係る受託者における当該信託財産に係る事業が令第5条第1項各号《収益事業の範囲》に掲げる事業のいずれかに該当するとき

（共済事業）

15-1-3 公益法人等がいわゆる共済事業として行う事業についても、当該事業の内容に応じてその全部又は一部が収益事業に該当するかどうかの判定を行うことに留意する。（昭56年直法2-16「七」により追加）

（事業場を設けて行われるもの）

15-1-4 法第2条第13号《収益事業の意義》の「事業場を設けて行われるもの」には、常時店舗、事務所等事業活動の拠点となる一定の場所を設けてその事業を行うもののほか、必要に応じて随時その事業活動のための場所を設け、又は既存の施設を利用してその事業

活動を行うものが含まれる。したがって、移動販売、移動演劇興行等のようにその事業活動を行う場所が転々と移動するものであっても、「事業場を設けて行われるもの」に該当する。(昭56年直法2-16「七」、平20年課法2-5「二十九」により改正)

(継続して行われるもの)

15-1-5 法第2条第13号《収益事業の意義》の「継続して・・・行われるもの」には、各事業年度の全期間を通じて継続して事業活動を行うもののほか、次のようなものが含まれることに留意する。(昭56年直法2-16「七」、平20年課法2-5「二十九」により改正)

(1) 例えば土地の造成及び分譲、全集又は事典の出版等のように、通常一の事業計画に基づく事業の遂行に相当期間を要するもの

(2) 例えば海水浴場における席貸し等又は縁日における物品販売のように、通常相当期間にわたって継続して行われるもの又は定期的に、若しくは不定期に反復して行われるもの

(注) 公益法人等が令第5条第1項各号《収益事業の範囲》に掲げる事業のいずれかに該当する事業(以下15-1-5において「特掲事業」という。)とこれに類似する事業で特掲事業に該当しないものを行っている場合には、その行う特掲事業が継続して行われているかどうかは、これらの事業が全体として継続して行われているかどうかを勘案して判定する。

(付随行為)

15-1-6 令第5条第1項《収益事業の範囲》に規定する「その性質上その事業に附随して行われる行為」とは、例えば次に掲げる行為のように、通常その収益事業に係る事業活動の一環として、又はこれに関連して行われる行為をいう。(昭56年直法2-16「七」、平20年課法2-5「二十九」により改正)

(1) 出版業を行う公益法人等が行うその出版に係る業務に係る講演会の開催又は当該業務に係る出版物に掲載する広告の引受け

(2) 技芸教授業を行う公益法人等が行うその技芸の教授に係る教科書その他これに類する教材の販売及びバザーの開催

(注) 教科書その他これに類する教材以外の出版物その他の物品の販売に係る収益事業の判定については、15-1-10に定めるところによる。

(3) 旅館業又は料理店業を行う公益法人等がその旅館等において行う会議等のための席貸し

(4) 興行を行う公益法人等が放送会社に対しその興行に係る催し物の放送をすることを許諾する行為

(5) 公益法人等が収益事業から生じた所得を預金、有価証券等に運用する行為

(6) 公益法人等が収益事業に属する固定資産等を処分する行為

(収益事業の所得の運用)

15-1-7 公益法人等が、収益事業から生じた所得を預金、有価証券等に運用する場合においても、当該預金、有価証券等のうち当該収益事業の運営のために通常必要と認められる金額に見合うもの以外のものにつき収益事業以外の事業に属する資産として区分経理をし

たときは、その区分経理に係る資産を運用する行為は、15-1-6にかかわらず、収益事業に付随して行われる行為に含めないことができる。(昭56年直法2-16「七」、平11年課法2-9「二十一」、平15年課法2-7「五十三」、平19年課法2-3「四十一」、平20年課法2-5「二十九」、平22年課法2-1「三十九」により改正)

(注) この場合、公益法人等(人格のない社団等並びに非営利型法人及び規則第22条の4各号に掲げる法人を除く。)のその区分経理をした金額については、法第37条第5項《公益法人等のみなし寄附金》の規定の適用がある。

(身体障害者等従事割合の判定)

15-1-8 公益法人等の行う事業につき令第5条第2項第2号《身体障害者等を雇用する場合の非課税》の規定の適用があるかどうかを判定する場合において、当該事業に従事する身体障害者等(同号イからへまでに掲げる者をいう。以下15-1-8において同じ。)の数が当該事業に従事する者の総数の半数以上を占めるかどうかは、当該事業年度において当該事業に従事した者の延人員により判定するものとする。この場合には、当該事業に従事する身体障害者等のうちに一般の従業員に比し、勤務時間の短い者があるときにおいても、当該者については、通常の勤務時間当該事業に従事するものとしてその判定を行うことができる。(昭56年直法2-16「七」により追加、平6年課法2-1「九」、平20年課法2-5「二十九」により改正)

■南砺市補助金等交付規則（平成 16 年南砺市規則第 36 号）

（目的）

第 1 条 この規則は、法令、条例その他特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）補助金等 市が交付する補助金、利子補給金、事業共催の場合の負担金その他市が相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- （2）補助事業 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- （3）補助事業者 補助事業を行う者をいう。

（交付の基準）

第 3 条 補助金等は、予算の範囲内において、補助事業者に対し、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

（交付の申請）

第 4 条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書又はこれにかわる書類
- （3）工事の施工にあつては実施設計書
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、市税の完納証明書等市長が必要があると認める書類

2 市長は、補助事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の申請書に記載すべき事項の一部又は同項に規定する添付書類の一部を省略させることができる。

（交付の決定）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において必要と認めるときは、補助金等の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

3 市長は、前 2 項の規定により補助金等の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに第 6 条の規定により条件を付した場合はその条件を合わせて、速やかに補助金等交付決定通知書（様式第 2 号）により、補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

（交付の決定をしないことができる場合）

第5条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員
 - (3) 南砺市暴力団排除条例（平成24年南砺市条例第1号）第6条に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- （交付の条件）

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付すものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助金等の交付を申請した者は、第5条第3項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助事業の遂行）

第8条 補助事業者は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

（状況報告）

第9条 市長は、必要に応じ期限を定め、補助事業者に対し補助事業の遂行の状況を、報告させることができる。

（補助事業の遂行に関する指示）

第10条 市長は、前条の報告等により、その者の補助事業が、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

（事業計画の変更等の承認）

第11条 補助事業者は、第4条第1項の規定により提出した事業計画書の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更等を承認したときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

3 市長は、前項の規定により変更等を承認したときは、補助事業者に文書を交付して通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了後15日以内に、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長は特に必要と認めるときは、この期間を延長することができる。

(補助金等の額の確定)

第13条 市長は、補助事業の完了、中止又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該補助事業に交付する補助金等の額を確定し、補助事業者に補助金等確定通知書（様式第5号）を交付して通知するものとする。

(補助金等の交付)

第14条 補助金等の支払交付は、補助事業者が当該補助事業を完了した後に請求により行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助事業完了前に請求により補助金等の全部又は一部を交付することができる。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 第5条の2各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

(3) 第8条の規定に違反して補助金等を他の用途に使用したとき。

(4) 第18条の規定に違反して市長の承認を受けずに補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(5) 補助事業に関し補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わないとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更したときは、補助事業者に文書を交付して通知するものとする。

(補助金等の返還)

第16条 市長は、第11条第2項若しくは前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、当該取消し若しくは変更に係る部分に関し既に補助金等が交付されているとき、又は第14条の規定により補助事業完了前に補助金等の交付を受けた額が第13条の規定による確定額を超えるときは、期限を定めてその返還

を文書を交付して命ずるものとする。

(延滞金)

第17条 補助事業者は、前条の規定により補助金等の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、南砺市財務規則（平成16年南砺市規則第35号）第152条の2の規定により算出した延滞金を市に納付しなければならない。

2 市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

(財産の処分の制限等)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び耐用年数を考慮して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要と認めて市長が指定するもの

2 市長は、前項に規定する財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

3 市長は、前2項に規定する財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、補助事業者に対し文書を交付して通知するものとする。

(交付手続の特例)

第19条 市長は、特に必要と認めるときは、この規則の規定による手続の一部を併合し、又は省略して補助金等を交付することができる。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、交付すべき補助金等の名称、目的、額若しくは補助率、交付の対象又は事業の内容その他補助金等の交付に関する事務の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の城端町補助金等交付規則（昭和53年城端町規則第4号）、平村補助金等交付規則（昭和39年平村規則第3号）、上平村補助金交等交付規則（昭和40年上平村規則第7号）、井波町補助金等交付規則（昭和57年井

波町規則第1号)、井口村補助金等交付規則(昭和58年井口村規則第2号)、福野町補助金等交付規則(昭和50年福野町規則第9号)又は福光町補助金等交付規則(昭和40年福光町規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年7月31日規則第57号)
この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日規則第11号)
(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の南砺市補助金等交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の決定がされる補助金等から適用し、同日前に交付の決定がされた補助金等については、なお従前の例による。

附 則(平成30年6月8日規則第18号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年9月25日規則第23号)
この規則は、公布の日から施行する。